

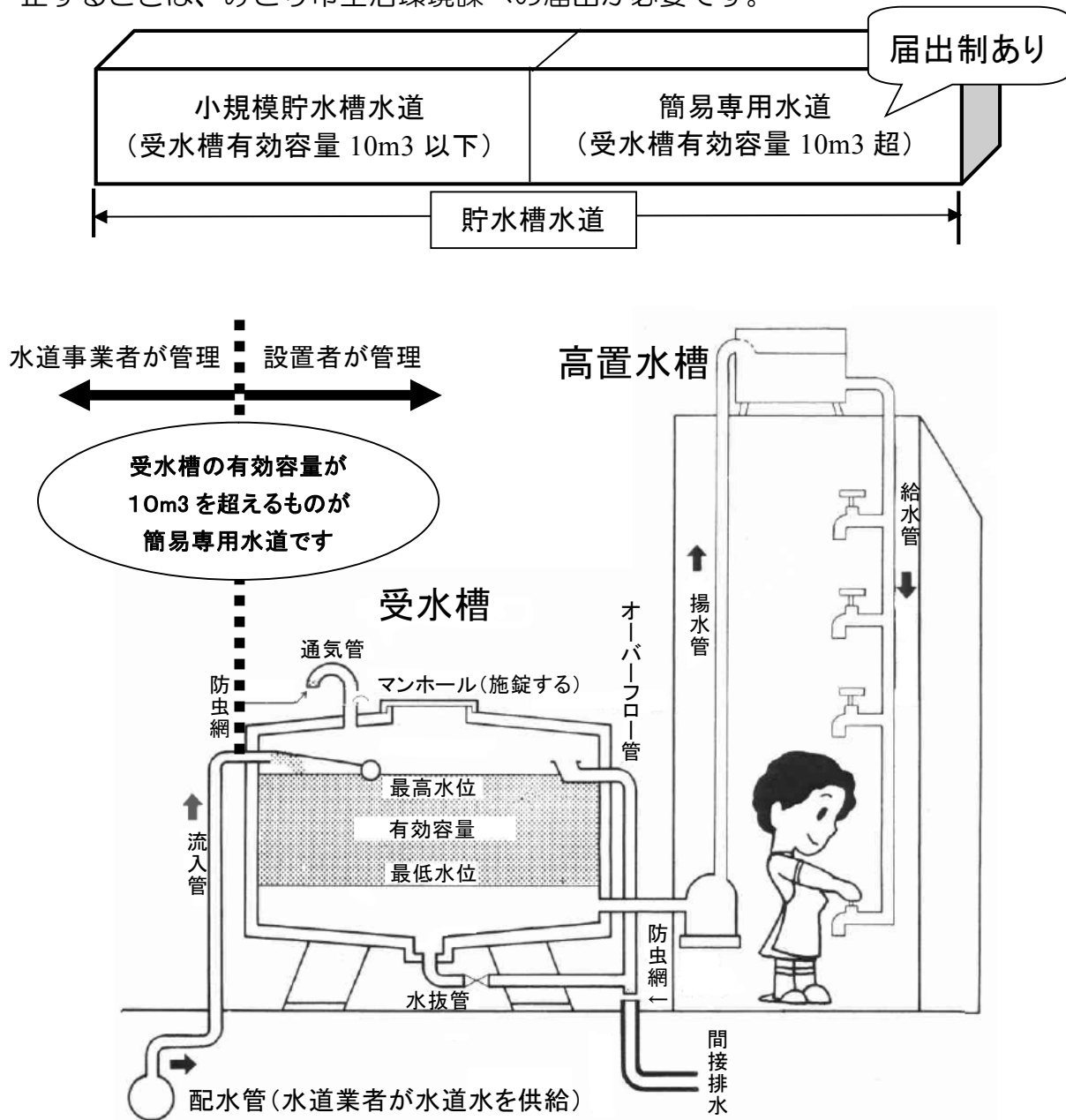


貯水槽水道の衛生管理

～水道水の安全を守るために～

マンションや大型店舗など、受水槽を経由し、建物に水道水を供給する施設を「貯水槽水道」と言います。受水槽に入るまでの水道は水道事業者（市）が管理しますが、貯水槽水道は設置者（所有者）に管理する責任があります。

また、貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるものを「簡易専用水道」と言い、水道法の適用を受け、設置者には衛生管理に関する様々な義務が定められています。そのほか、みどり市内に簡易専用水道を設置、変更、休止・廃止するときは、みどり市生活環境課への届出が必要です。



※有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まれません。

～簡易専用水道の設置者の皆様へ～

水道水の安全を確保するため、下記の内容を
遵守し、適切な管理をお願いします。



★届出制

「施設を設置したとき」、「設置届の内容を変更したとき」、「施設を休止または廃止したとき」は、すみやかにみどり市生活環境課へ届け出てください。

★主な管理基準

水槽の掃除

1年に1回以上、掃除をしてください。掃除作業は専門的な知識が必要ですので、専門の業者で行いましょう。

水槽の点検

水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、異物の混入がないかなどの点検を定期的に行ってください。地震が発生した後なども点検しましょう。

施設検査

1年に1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で施設管理の検査を受けてください。その結果、衛生上の問題があったときは、すみやかにみどり市生活環境課へ報告してください。

水質検査

水道水の色、濁り、臭い、味について定期的にチェックしましょう。また、十分に消毒されているかどうかを確認するため、1週間に1回程度、残留塩素を測定しましょう。

水質異常時

水道水の水質異常に気づいたときは、水質検査の実施など、すみやかに対策を講ずるとともにみどり市生活環境課へ報告してください。また、水道水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知してください。

～小規模貯水槽水道の設置者の皆様へ～

受水槽の有効容量が10m³以下の施設も、受水槽から先の施設は設置者に管理の責任があります。
簡易専用水道に準じ、管理基準の遵守をお願いします。